

沖縄県収用委員会の裁決に基づく補償金の支払完了について  
(嘉手納飛行場)

今般、当局は、駐留軍用地特措法に基づき、沖縄県収用委員会が令和4年7月21日に行った嘉手納飛行場の一部土地の裁決に基づく補償金について、土地所有者に対する支払手続を完了しました。

これにより、これらの土地については、令和4年10月1日以降の使用権原が取得できることとなります。

対象土地の概要

施設名	所有者数 (名)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	使用期間
嘉手納飛行場①	10	14	7,861	令4.10.1～令9.9.30(5年間)
嘉手納飛行場②	2	5	4,732	令4.10.1～令9.9.30(5年間)

※面積については、1㎡未満を四捨五入により整理している。

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室  
長浜 功  
098-921-8131 (内線481)